

# 犯罪被害者等基本計画案試案 その2 - 1 (第9回検討会用事務局案 に係る意見を踏まえた 事務局案その2 - 1)

〔第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組〕

内閣府犯罪被害者等施策推進室

# 重点課題に係る具体的施策

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し~~て~~、二次的に精神的被害を受けることを防止することが必要である。また、犯罪被害者等は再び危害を加えられるのではないかという不安を持つものであり、再被害を防止し、安全を確保することが必要である。

基本法は、第14条において、心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするための「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、第15条において、再被害からの「安全の確保」、第19条において、「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

### 1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (基本法第14条関係)

#### [現状認識]

平成15年において、生命・身体に被害を受けた犯罪の被害者数は、123万7,230人に及ぶ<sup>\*1</sup> (~~交通業過による被害者及び道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を含む。~~道路上の交通事故に係る危険運転致死傷及び業務上過失致死傷を含む。)。このうち、生命被害の重大さはいうまでもないが、身体に被害を受けた者についても、障害を負い、長年にわたる治療・療養を余儀なくされるなど、「重傷」「軽傷」といった言葉では理解することが難しい深刻な被害を負っている者が少なくない。また、生命に被害を受けた事件の遺族はいうまでもないがもとより、身体に被害を受けた者についても、多くの者が同時に精神的被害を受けていると考えられる。~~またさらに、~~身体に~~対する~~被害(物理的外傷)はなくとも犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等~~は~~も多数に上ると考えられ、性犯罪の被害者(同年において、傷害の結果を伴う者を除き、1万1,244人)を始め<sup>\*2</sup>、重度のPTSD(心的外傷後

\*1 法務省法務総合研究所編『犯罪白書(平成16年版)』 国立印刷局、2004年による。

\*2 警察庁編『平成15年の犯罪』 警察庁、2004年による。一つの事件で数人の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上してある。

ストレス障害）等重篤で難治性のものに罹患している者も少なくないと考えられる。なお、性犯罪のように顕著な精神的被害を与えると考えられる犯罪については、被害申告がなされず、いわゆる暗数化している犯罪被害者等も少なくないと考えられる。

こうした精神的・身体的被害に対する保健医療サービス及び福祉サービスについては、不十分であるとの指摘があり、特に精神的被害については、近年、様々な研究成果等が発表されているが、その深刻さ、回復の困難さなどについて、刑事司法関係者はもとより、精神保健関係者も含め医療関係者においても、依然として理解そのものが不十分な面があるとの指摘がある。

**（上記〔現状認識〕に対する小西構成員意見）**

「重度のPTSD(心的外傷後ストレス障害)等重篤で難治性のもの」は「もの」の示している対象が明らかでない。精神医学的には広義の「精神障害」あるいは「外傷性精神障害」という言葉を用いるのが正確であると考えるが、「精神障害」は偏見を持って扱われがちな言葉であることも確かであり、「精神的な後遺症」ではいかがか。

またPTSD研究の視点からは「難治性」という言葉はPTSDにはなじみにくく、「持続的」のほうが、またこのような重度の障害を受けている被害者の治療を積極的に進めていく必要があるという観点からもふさわしいと考える。「**重度のPTSD等、犯罪被害に対する重篤で持続的な精神的後遺症**」とすることを提案するが、後段には「**重度PTSD等重度ストレス反応**」という言葉もあり、他の構成員のご意見も伺いたい。

**（上記意見に対する内閣府意見）**

検討会において、御議論いただきたい。

**（上記〔現状認識〕に対する中島構成員意見）**

**（意見）**

「重度のPTSD等重度で難治性のものに罹患している」とあるが、「もの」はなにをさすかが不明確であるので、小西委員の提言のように「**精神的後遺症**」とするほうがよいと思われる。また、ここでPTSDを「心的外傷後ストレス障害」としているが、現在ICD-10、DSM-の翻訳においては「外傷後ストレス障害」としているので、「外傷後ストレス障害」のほうがよいのではないかと思われる。「**重篤で難治性**」との表現は、後遺症という言葉をつかうことで、既に長期化、

慢性化した病態をさしているとおもわれるので、「重篤」だけでよいと考えられる。

(修正案 青字部分)

「~~…またさらに~~、身体に~~対する~~被害(物理的外傷)はなくとも犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等~~は~~も多数に上ると考えられ、性犯罪の被害者(同年において、傷害の結果を伴う者を除き、1万1,244人)を始め<sup>2</sup>、重度のPTSD(心的外傷後ストレス障害)等重篤な~~で~~難治性のもの精神的後遺症に罹患している者も少なくないと考えられる。…」

(上記意見に対する内閣府意見)

検討会において、御議論いただきたい。

(上記[現状認識]に対する法務省意見)

「生命・身体に被害を受けた犯罪の被害者数」は平成16年版犯罪白書から引用されているが、基本計画策定までには平成17年版犯罪白書が出版されているので、同白書の数字を引用するのが適当である。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘を踏まえることとしたい。

(上記[現状認識]に対する法務省意見)

「…生命被害の重大さはいうまでもないが、身体に被害を受けた者についても、傷害を負い、長年にわたる治療・療養を余儀なくされるなど、~~「重傷」「軽傷」といった言葉では理解することが難しい~~の深刻な被害を負っている者が少なくない。(当初)「軽傷」として扱われた身体被害であっても、通常の生活に支障を来す後遺障害が残ったり、長期治療を要することもある。

(理由)

今回加筆された「重傷」「軽傷」といった言葉では理解することが難しい」との箇所について、趣旨を明確にする必要があると思われるため。例えば上記のとおり修正するなどしてはどうか(カッコ内は削除可)

**（上記意見に対する内閣府意見）**

事務局案は、御指摘のような「軽傷」が実は重傷だったという場合のみを取り上げるものではなく、むしろ、「重傷」とされる場合について、一般的には、数か月程度で完全に回復するように受け取られると思われるところ、現実には、深刻な後遺障害等により、回復困難で「死ぬよりもつらい」とさえ言われる状況にあることが少なくなく、その被害の深刻さが理解されにくいということを記述しようとしたものである。その趣旨が伝わりにくいということであれば、以下のとおり、修正したい。

**（修正案）**

生命被害の重大さはいうまでもないが、身体に被害を受けた者についても、一般的には「重傷」、「軽傷」などとして扱われるところ、実際には、それらの言葉からは想像し難いほど、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺障害を負うことが少なくなく、「重傷」、「軽傷」といった言葉では理解し難い深刻な被害を負っている者が少なくない。

**[ 基本法が求める基本的施策 ]**

基本法第14条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための施策として、

- ・ 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスの提供
- ・ 心身の状況等に応じた適切な福祉サービスの提供
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

**[ 犯罪被害者等の要望に係る施策 ]**

犯罪被害者団体等からは、

PTSDに関する医療・福祉サービスの充実  
後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実  
女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス体制の充実  
犯罪被害者等支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成  
その他医療・福祉サービスの充実

に関する種々の要望が寄せられている。

**[ 今後講じていく施策 ]**

- (1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等  
厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、

保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

**(上記(1)に対する中島構成員意見)**

厚生労働省が既に実施している「PTSD対策に係わる専門研修会」及び、「思春期精神保健対策専門研修会」に対してなんら異議をほさむものではないが、参考1で示したように、「PTSD対策に係わる専門研修会」については、災害を含めた基本的なPTSDについての知識を身につけることが目的であり、被害者団体から要望されている実際にPTSDの専門的治療を行う専門家については、実習や研修も含むような研修会が必要だと思われる。

また、思春期精神保健対策専門研修会での児童虐待関連の講義は1時限に留まっており、増加する児童虐待へ対応するためには、児童虐待をはじめとする児童・思春期の被害により特化した研修を望むものである。

**(上記意見に対する内閣府意見)**

**(2)の重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討に当たり、厚生労働省において、このような御意見があることを踏まえた必要な検討をしていただきたい。**

**(2) 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施**

厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の在り方を含め、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

**(3) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大**

厚生労働省において、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大について科学的評価を行い、これを踏まえ、平成18年

度に予定している次期診療報酬改定において、必要に応じて措置を講ずる。【厚生労働省】

(4) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制<sup>\*3</sup>の充実強化を図る。【厚生労働省】

(45) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(56) 高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働省において、障害者自立支援法（~~平成17年8月2日現在未成立~~平成 年法律第 号）や高次脳機能障害支援モデル事業の成果の普及等により、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を提供できるような仕組みを構築する。【厚生労働省】

(67) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられる方策について、医療機能の分化、連携を含めた平成18年の医療提供体制の改革の中で検討して、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

イ 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討のための会において、特に犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方について十分に検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

(78) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の被害者等の心理と治療・対応についての研修を充実させる。【厚生労働省】

---

\*3 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制。

(上記(78)に対する中島構成員意見)

厚生労働省が既に実施している「PTSD対策に係わる専門研修会」及び、「思春期精神保健対策専門研修会」に対してなんら異議をはさむものではないが、参考1で示したように、「PTSD対策に係わる専門研修会」については、災害を含めた基本的なPTSDについての知識を身につけることが目的であり、被害者団体から要望されている実際にPTSDの専門的治療を行う専門家については、実習や研修も含むような研修会が必要だと思われる。

また、思春期精神保健対策専門研修会での児童虐待関連の講義は1時限に留まっており、増加する児童虐待へ対応するためには、児童虐待をはじめとする児童・思春期の被害により特化した研修を望むものである。

(上記意見に対する内閣府意見)

児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の被害者等の心理と治療・対応についての研修を充実させていくに当たり、厚生労働省において、このような御意見があることを踏まえた必要な検討をしていただきたい。

(89) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護を受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の養成、その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を実施する。【厚生労働省】

(910) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する面があることを踏まえ、性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(911) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進



文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、P T S D等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革の取組を更に促進する。【文部科学省】

(上記(4011)に対する文部科学省意見)

表現を正確にするため、以下のとおり、修正されたい。

文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、P T S D等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革の取組を更に促進する。【文部科学省】

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘のとおり、修正するとともに、以下のとおり、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」について注書きを付することとしたい。

文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、P T S D等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「医学教育モデル・コア・カリキュラム」<sup>4</sup>に基づくカリキュラム改革の取組を更に促進する。  
【文部科学省】

4 各大学のカリキュラム改革に資するよう、平成13年3月に文部科学省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において、すべての医学生が卒業までに最低限習得すべき教育内容をガイドラインとして示した  
もの。

(4412) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等

文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修について、犯罪被害者等に対する支援を充実するため、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけるなど促進する。【文部科学省】(再掲：第5、1.(15)工)

(上記(4412)に対する小西構成員意見)

臨床心理士が犯罪被害者のケアにかかわる機会は今後も増大し、

特に学校における被害などでは少年被害者や少年の被害者遺族に対してスクールカウンセラーの果す役割も大きくなると考えられる。しかし現状では、犯罪被害の介入においても、学校現場においても、必ずしも犯罪被害者のニーズにこたえていない現状にある。専門家として犯罪被害への精神的支援を行うには、司法や司法の現状に関する一定の知識や、社会のなかでの現実的な支援との枠組みの設定、被害後の時期に合わせた技法などが必要とされる。医療関係者に対する研修と同様な国による、臨床心理士、特にスクールカウンセラーに対する犯罪被害者支援の専門研修、またさらに高度の支援に関する専門家の養成、研修をおこなうことを考えて欲しい。パブコムでも児童や家族を奪われた児童に対するケアの問題が言及されている。

「財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけるなど促進する。」を、「臨床心理士の被害者支援に関する現状を把握し、「犯罪被害者支援に関する専門研修」を、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等を通じて、継続して実施し、技術の向上に努めるとともに犯罪被害者等の精神的支援について臨床心理関係者、スクールカウンセラーに対する啓発をさらに推進する。また被害者ニーズに対応できる専門家の養成に関して研修を行うなど必要な施策を実施する。」とする。

#### (上記意見に対する内閣府意見)

検討会において、御議論いただきたい。なお、御指摘の「また被害者ニーズに対応できる専門家の養成に関して研修を行うなど必要な施策を実施する。」については、基本法の基本的施策を表したものであって、まさに、検討会において、個々具体の施策を検討いただいているところ、あえてこの文言を盛り込む必要はないのではないかと考える。

#### (~~12~~13) 犯罪被害者に係る司法についての精神医学に精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施

厚生労働省において、警察庁、法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法についての精神医学に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその養成のための施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。

【厚生労働省】

(上記(12)に対する中島構成員意見)

(意見)

この施策については、パブコメでも司法面接の専門家の要望があったように、精神医学だけでなく、身体的、性的評価や鑑定の実験も含まれる者と思われる。その場合、法医学、産婦人科学、小児医学など様々な医療関係者の養成が求められるであろう。そこで、この施策を「精神医学」に限定しないものとするを提案する。

(修正案)

(12) 犯罪被害者に係る司法**関連の医学知識と技術**についての**精神医学に精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施**

厚生労働省において、警察庁、法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法**関連の医学知識と技術**についての**精神医学に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその養成のための施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】**

(上記意見に対する内閣府意見)

検討会において、御議論いただきたい。

(13) 検察官等に対する研修の充実

法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図っていく。【法務省】

(14) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】

(15) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

厚生労働省において、**平成16年の**児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正（~~平成16年12月3日法律第153号~~）に伴い、次の施策を実施する。

ア 児童相談所における夜間・休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による

市町村支援体制の確保等を図っていく。【厚生労働省】

イ 夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。【厚生労働省】

(~~16~~17) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省・厚生労働省】

(~~17~~18) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実するとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】

イ 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容の一層の充実を図る。【文部科学省】(再掲：第5、1.(15)イ)

(上記(~~17~~18)に対する小西構成員意見)

臨床心理士が犯罪被害者のケアにかかわる機会は今後も増大し、特に学校における被害などでは少年被害者や少年の被害者遺族に対してスクールカウンセラーの果す役割も大きくなると考えられる。しかし現状では、犯罪被害の介入においても、学校現場においても、必ずしも犯罪被害者のニーズにこたえていない現状にある。専門家として犯罪被害への精神的支援を行うには、司法や司法の現状に関する一定の知識や、社会のなかでの現実的な支援との枠組みの設定、被害後の時期に合わせた技法などが必要とされる。医療関係者に対する研修と同様な国による、臨床心理士、特にスクールカウンセラーに対する犯罪被害者支援の専門研修、またさらに高度の支援に関する専門家の養成、研修をおこなうことを考えて欲しい。パブコメでも児童や家族を奪われた児童に対するケアの問題が言及されている。

(上記意見に対する内閣府意見)

(12)と併せて、御議論いただきたい。

(~~18~~19) ~~被害少年~~少年被害者が受けるにかかると精神的打撃軽減のための継

## 継続的支援の推進

警察において、~~被害少年~~少年被害者が受けるの精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。【警察庁】

### (上記(18)に対する山田構成員意見)

少年が受ける精神的打撃に対しては特段の配慮が必要である。民間支援団体や厚生労働省の専門家による継続的な支援を実施すべきである。支援者が、スーパーヴァイズを受けない状態でカウンセリングを実施した場合、少年被害者に深刻な二次被害をもたらす可能性がある。警察は、第一線の現場にあって最もよく事情を知る者ではあろうが、カウンセリングの専門家ではなく、継続的支援には不向きである。

### (上記意見に対する内閣府意見)

検討会において、御議論いただきたい。

### (上記(19)に対する警察庁からの質問)

#### (1) 質疑する項目

試案「第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」中、「1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条関係)」の(18)における「被害少年」を「少年被害者」に改めることについて

#### (2) 質疑の内容

当庁としては、「被害少年」の用語について、警察庁組織令(昭和29年政令第180号)第17条第4号及び少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第7号と同様のものとして使用しており( )、修文の必要はないと考えるが、基本計画における用語の混乱を避けるため、「少年被害者」に用語を統一するとの趣旨であれば、基本計画における「少年被害者」が当庁において使用している「被害少年」と同義となるか否かについてご教示願いたい。

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年(20歳未満)をいう。

したがって、「被害少年」には、犯罪により被害を受けた少年のみならず、いじめや嫌がらせのうち、犯罪に至らないものの少年の心身にダメージを与える点で、犯罪行為と同視できるものなど、少年の健全な育成を阻害すると認められる行為により被害を受けた少年

も含まれる。

(上記質問に対する内閣府回答)

警察庁において使用されている「被害少年」の用語については、その定義が明示されていなかったため、平仄合わせのために「少年被害者」に用語を統一しようとしたものであるが、今般、警察庁において使用されている「被害少年」の用語の定義が明示されたので、以下のとおり「被害少年」の用語を使うこととし、併せてその定義について注書きを付することとしたい。

(18) 被害少年が受ける精神的打撃緩和のための継続的支援の推進

警察において、被害少年<sup>5</sup>が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。【警察庁】

5 「被害少年」とは、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年(20歳未満)をいう(少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第7号)。

(~~19~~20) 里親制度の充実

厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図っていく。【厚生労働省】

(~~20~~21) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知

厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。【厚生労働省】

(~~21~~22) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知するとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

(~~22~~23) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、~~個人情報保護法~~個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。【厚生労働省】

イ 金融庁において、保健医療に関する情報を始めとする犯罪被害者等を含めた個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認め

られる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】

（上記(22)(23)イに対する金融庁意見）

以下のとおり、修正されたい。

金融庁において、保健医療に関する情報を始めとする犯罪被害者等を含めた犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】

（上記意見に対する内閣府意見）

御指摘のとおり、修正することとしたい。

(24) 脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮

厚生労働省において、臓器提供者（交通事故被害者等を含む。）の家族に特有な心理的な問題等について、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の下に設置された「ドナー家族の心情把握等作業班」により、現状把握に努める。【厚生労働省】 第6(5)から移動したもの。

（上記(24)に対する厚生労働省意見）

「第6(5)脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮」は、骨子に記載されているように、臓器提供者の家族に特有な心理的問題等について「ドナー家族の心情把握等作業班」において、現状把握に努めることとするものであるため、犯罪被害者基本法第14条に掲げられている保健医療サービス等の提供（第2）ではなく、同法第21条関係（第4の2）に分類していただきたい。

（上記意見に対する内閣府意見）

御指摘を踏まえ、「調査研究の推進等（第21条関係）」に分類することとしたい。

## 2. 安全の確保（基本法第15条関係）

### [現状認識]

犯罪被害者等が再び危害を加えられることに不安を抱くのは、暴力団員によるいわゆる「お礼参り」や、児童虐待、ストーカー行為及び配偶

者等による暴力（DV）の反復などのいわば典型的な場合に限られるものではない。暴力的（攻撃的）な性格の犯罪等により被害を受けた場合、犯罪被害者等の多くが、再び危害を加えられることに対し**深刻な**不安を抱いている。また、実際に再被害を受けた事案も皆無ではない。再被害を防止することは当然であるが、再被害に対する不安は、被害申告を躊躇させる原因ともなるなど犯罪被害者等の大きな負担となっており、不安を解消する取組が必要であるとの指摘がある。

**（上記〔現状認識〕に対する中島構成員意見）**

「…暴力的（攻撃的）な性格の犯罪等により被害を受けた場合、犯罪被害者等の多くが、再び危害を加えられることに対し**深刻な**不安を抱いている。また、実際に再被害を受けた事案も皆無ではない。…」について

**（意見）**

下線部は「皆無ではない」とあるが、実際にお礼参りによる殺人もあることから、あえて「皆無」という強調表現を使う必要はないのではないか。「存在する」など実際にあることをむしろ示したほうがよいと思われる。

**（修正案）**

暴力的（攻撃的）な性格の犯罪等により被害を受けた場合、犯罪被害者等の多くが、再び危害を加えられることに対し**深刻な**不安を抱いている。また、実際に再被害を受けた事案も**皆無ではない存在する**。

**（上記意見の対する内閣府意見）**

**特段の異論がなければ、御指摘のとおり、修正することとしたい。**

**〔基本法が求める基本的施策〕**

基本法第15条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、

- ・ 一時保護、施設への入所による保護
- ・ 防犯に係る指導
- ・ 犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置
- ・ 犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保
- ・ その他の必要な施策



を講ずることとしている。

#### [ 犯罪被害者等の要望に係る施策 ]

犯罪被害者団体等からは、

- 出所の際の住所、矯正の程度等犯罪被害者等が求める情報の開示
- 刑事手続における被害者の氏名・住所の原則非公開
- 加害者が逮捕されるまでの間、危険を回避するための犯罪被害者等専用シェルターの確保
- 再被害防止のための省庁間の連絡制度の充実
- その他再被害を防止し、安全を確保するための取組の充実

に関する種々の要望が寄せられている。

#### [ 今後講じていく施策 ]

##### (1) 加害者に関する情報提供の拡充

ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰宅予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。【警察庁・法務省】(再掲：第3、[1.\(20\)](#))

イ 法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】(再掲：第3、[1.\(21\)](#))

ウ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】

##### (2) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底するとともに、検察官等の意識を向上させる。【法務省】

イ 法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起

訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

ウ 総務省において、住民基本台帳の閲覧等については、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」において犯罪被害者等の保護の観点も含めて十分な検討を行い、平成17年秋を目途に検討結果を整理し、必要な施策を実施する。【総務省】

**(上記(2)ウに対する総務省意見)**

平成17年10月20日に「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書が取りまとめられたため、以下のとおり、修正されたい。

~~総務省において、住民基本台帳の閲覧等については、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書(平成17年10月20日)を踏まえ、住民基本台帳の閲覧制度等の抜本の見直しを行う~~において犯罪被害者等の保護の観点も含めて十分な検討を行い、平成17年秋を目途に検討結果を整理し、必要な施策を実施する。

**(上記意見に対する内閣府意見)**

御指摘を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

総務省において、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書(平成17年10月20日)を踏まえ、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本の見直しを行う。

エ 警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。【警察庁】(再掲：第5、1.(16))

(上記(2)エに対する久保構成員意見)

犯罪被害者等基本計画案(骨子)の第2の2.安全の確保(基本法15条関係)(2)犯罪被害者等に関する情報の保護「エ」項の削除を求めます。

〔理由〕

1)被害者の実名、匿名発表を、警察の最終判断に委ねる趣旨の「エ」項は、容認できません。国民にかかわる情報は、一行政機関の恣意的な判断ではなく、広くオープンな手続きで検討されるべきです。

2)被害者の実名は、事実を客観的に取材、検証し、背景を掘り上げる上で、欠かせない情報です。匿名発表が安易に広がると、本人や周辺から正確な事実、背景を把握することが困難となります。また、市民から広く情報を得たり、社会全体で被害者の痛みや怒りを共有し、再発防止を考える手段も奪われかねません。

3)実名、匿名の判断を警察に委ねることと、報道機関が取材を尽くした上で、自主的に実名、匿名を選択することとは、まったく別次元のことです。プライバシー侵害や二次被害の恐れのある場合は、従来から匿名を選択してきたし、さらに真摯な研究、努力が続いています。犯罪被害者等とマスコミ報道を対立的にとらえるのではなく、報道が個々の被害者の救済や犯罪抑止に果たしてきた一定の役割を認めたと、調和を模索すべきものと考えます。

4)マスコミは、国民の知る権利に奉仕する幅広い使命を担っています。マスコミへの発表のあり方が、犯罪被害者対策の側面のみから論じられることに、強い違和感を覚えます。今回の「エ」項が、他の分野でのマスコミ発表の物差しになりかねないことを恐れます。その場合、国民の知る権利にこたえ、行政権限の行使を客観的に検証する本来の機能が、大きく損なわれる危険性があります。

5)事件・事故に関する発表は、警察の行政権限だけで完結するものではなく、一方の当事者であるマスコミ抜きには成り立ちません。発表のあり方について、マスコミと警察の間で、長年、話し合いが重ねられてきました。今後とも実りある協議を続けるためにも、犯罪被害者対策から「エ」項をいったん削除し、幅広い視点での検討の場に委ねるべきです。

(上記(2)エに対する山田構成員意見)

【意見】

警察が実名報道か匿名報道かを決定する趣旨であれば反対であり、

本施策は削除されるべきである。

【理由】

犯罪被害者等が匿名発表を望む心情は十分に理解し得るところである。また、マスメディアが犯罪被害者等の心情に対する配慮を欠き、十分な検討を行わないまま犯罪被害者等を実名で報道したり、犯罪被害者等に対する行き過ぎた取材をする例は少なくない。しかし、取材の自由・報道の自由は民主主義の根幹であり、匿名報道が是とされるべき場合であるとしても、その決定が制度として警察によってなされるか、マスメディアによってなされるかには決定的な違いがある。犯罪被害者等の実名を報道するか否かは、警察から情報の提供を受けたマスメディアの責任において自主的・自律的に決定されるべきである（マスメディアにおいて従来以上に真剣な検討を行う必要がある）。

なお、匿名発表が広がっていけば、報道機関が犯罪被害者等や市民から広く情報を得る手段が奪われてしまい、事実の検証が困難になるなど、取材や報道に支障を来す虞もあるところである。

（上記(2)エに対する岡村構成員意見）

【結論】

犯罪被害者等基本計画案（骨子）の第2の2．安全の確保（基本法15条関係）(2)犯罪被害者等に関する情報の保護「エ」項について、以下の通り修正すべきである。

「警察による被害者の実名発表、匿名発表については、被害者等の意思にかからしめるよう配慮していく。」

【理由】

久保委員と新聞協会の意見は、多少ニュアンスの違いがあっても同趣旨であるから、纏めて反論を書く。

新聞協会意見書は、被害者の実名発表につき警察が個別案件ごとに判断することに反対し、「実名のない被害者は、その存在さえ容易に確認できず、本人やその周辺からの取材もできない。確認できない事柄を無責任に報道することはできない。実名発表を求める理由はこれに尽きる」とする。つまるところは「被害者本人やその周辺を取材するため」に実名発表を要求しているのである。

その上で、両意見書は、公表された実名を、そのまま報道するか、匿名とするかは、報道機関が自主的に判断するとして、あたかも匿名で報道をすれば報道被害はおこらないかのように読めるが、そうであ

るならば大きな間違いだ。

被害者等が報道被害を受ける第1歩は、取材段階においてである。

重大事件においては、発生直後からマスメディアは、被害者宅に夜昼かまわず殺到し、通夜や葬儀はもちろん死者を悼む余裕すら与えない。被害者等は生活を破壊されるのみならず、取材に苦しめられた近隣住民に詫びて回らざるを得ないこともある。犯罪によって被害を受けた上に、なぜこのような2次被害を受けなければならないのかという怒りが、被害者等にこみ上げてくるのだ。

この状況を是正しようとした人権擁護法案は、犯罪被害者等が拒否しているにもかかわらず継続反復しておこなう不当な取材行為を禁止する規定を置いた。これは報道機関に限らず、人間として常識的な定めだったが、報道機関はこれについてさえ反対し、自主規制でやるべきだと主張した。しかし4年経た今日でも、自主規制なるものは実現していない。

被害者等が、被害者等の同意なくして警察が実名発表することに反対するのは、新聞協会の意見書がいう「実名発表を求めるのは、本人や周辺から取材することに尽きる」という、その恐ろしさの故である。

両意見書は、被害者等の実名は、この社会で起きた事実の核をなす情報だとする。間違いである。尼崎列車事故の核は、列車事体の脱線転覆であり、乗客の氏名ではない。路上生活者の殺人事件では、路上での殺人という事実自体が、事件の核であり、被害者の氏名ではない。そうでなければ被害者が氏名不詳者のときは、事件の核がないことになる。

犯罪被害者等基本法は、この現実を正面から受け止めて、犯罪被害者等の個人情報の適切な取り扱いの確保等必要な施策を、国の責務として義務づけたのである（15条）。

両意見書では、「マスコミは、国民の知る権利」に奉仕する使命を有する「被害者対策と国民の知る権利という異なる公益にまたがる問題」というが、ならば、被害者等は、国民に知られる義務、マスコミ攻勢を受任する義務がある、というのか。公益のために泣けというのか。取材や報道が民主主義社会を支えるものとして重要な存在であることを認めるのにやぶさかではないが、被害者等を泣かせることによって成立する「国民の知る権利」「民主主義」なら、被害者等はそんなものはいらない。

取材による被害をなくすには、警察が被害者等の実名をマスメディアに「発表」すること自体を、被害者等の意思にかからしめる外はな

い。

被害者等の実名の発表を被害者等の意思にかからしめても、なんら真実を知らせるための取材や報道の自由が不当に制限されることはない。事件直後の被害者は混乱し、警察の取調べ等に対応するので精一杯であり、この時期に被害者から取材しても、正しい情報は得られないからだ。

被害者等も、ある時期が来れば、メディアに聞いて貰いたい、社会に訴えたい、と思う気になるときがある。なぜそのときまで待てないのか。「社会が一体となって事件の背景にある原因を考え、再発防止に向けて取り組む」のは、それからでも遅くはない。

事件直後を「賞味期限」として押しかけることは、社会の木鐸のすることではない。

取材について報道機関の自主規制が未だできていないことは先に述べたが、もともと人間は自分の手で自分を縛ることはできない弱い存在なのだ。仮に自主規制ができて、視聴率、発行部数を気にし、他社を出し抜くことに全力を挙げるマスコミが、規制を守ることは容易でない。さらにいえば、新聞協会が自主規制を作成したとしても、これに拘束されない人たちが、大勢いるということだ。

報道による被害については、他にも誤報、プライバシー侵害、人格権、尊厳の毀損といい大きな問題があることは、すでにしばしば指摘してきたことだが、ここでは警察発表の実名、匿名についての議論だから省略する。

#### (上記意見に対する内閣府意見)

当該施策は、警察が行っている犯罪被害に関する発表に対し、犯罪被害者等から匿名発表を望む要望が寄せられていることについて議論がなされ、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由等を理由とする実名発表を望むマスコミの要望とを踏まえて、プライバシーの保護と発表することの公益性等を総合的に勘案して、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していくことで意見の一致をみたものである。更に御意見があれば、御議論いただきたい。

### (3) 一時保護所の環境改善等

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について

適正な運用に努める。(再掲：第1、3.(2)ア) 第16条関係の記載に合わせたもの。

イ 厚生労働省において、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)により、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】(再掲：第1、3.(2)イ) 第16条の記載に合わせたもの。

ウ 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力(DV)被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】(再掲：第1、3.(2)ウ) 第16条に掲載しているものを再掲

(4) ~~被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討及び施策の実施~~ 他と平仄を合わせるもの。

児童虐待、配偶者等からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関して設置する検討のための会において、~~必要な調査を行い、~~社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、~~2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。~~【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】(再掲：第1、3.(2)オ) 他と平仄を合わせるもの。

(5) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、~~、~~防犯指導・警戒等を実施して行っている再被害防止の措置を推進する。【警察庁】

(6) 警察における保護対策の推進

警察において、暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進する。【警察庁】

(7) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア 警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力(DV)の被害者、人身取引の被害者、~~虐待を受けている~~児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実していく。【警察庁・厚生労働省】

- イ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。【警察庁・文部科学省】
- (8) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等
  - ア 警察において、子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。【警察庁】
  - イ 文部科学省において、学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るなど、早期発見・早期対応のための体制の整備に努める。【文部科学省】
  - ウ 文部科学省において、平成17年度に、学校等における児童虐待防止に向けた取組を推進するため、国内外の先進的取組事例を収集・分析する。【文部科学省】
  - エ 厚生労働省において、児童虐待の早期発見に資するため、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携による取組について、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。【厚生労働省】
- (9) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施
  - 厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を引き続き行っていく。【厚生労働省】
- (10) 児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進
  - 厚生労働省において、医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組を促進するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】
- (11) 再被害の防止に資する教育の実施等
  - ア 法務省において、矯正施設における加害者に対するし、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の一層の充実を図り、再被害の防止に資するものとする。【法務省】(再掲：第3、1.(25)ア)
  - イ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。【法務省】(再掲：第3、1.(25)ウ)



キウ 文部科学省において、非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを図っていく。【文部科学省】

キエ 文部科学省において、様々な機会を活用して全国的に開設して行う子育てに関する学習講座の中で、児童虐待の防止に資するよう、親等の学習支援を充実する。【文部科学省】

### 3 . 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 (基本法第19条関係)

#### [現状認識]

犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後、保護のための機関等に対し、当該被害から逃れるため施設への収容等の保護を求めたり、捜査機関等に対し、当該被害を受けた事件の真相解明や適正な処罰を求める。また、犯罪被害者等の希望にかかわらず、捜査機関等からは、捜査や訴追のための協力を求められる。ところが、そうした当該犯罪等によって直接的に受ける被害に加え、その後、保護、捜査、公判等の過程で、必要にかかわらなければならない者達から、理解のない言動で被害の追体験を強いられる、自ら犯罪を誘発したかのように不合理に責められるなど配慮に欠けた対応を受けられることによって、新たな精神的被害(二次的被害)を受けることがある。近年、これらの過程における犯罪被害者等への対応は一部において相当改善されてきているものの、依然として不十分であり、こうした精神的被害を与えることを防止するためへの取組が更に必要であるとの指摘がある。

#### (上記[現状認識]に対する小西構成員意見)

被害者の二次被害には、福祉関係者、医療関係者からのものも多い。重点課題におけるこの部分は、第十九条における「犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程」においての二次的被害を防止するという内容に対応しているが、相談や福祉医療関係職員の対応についての苦情と改善の要望は、被害者の意見聴取やパブコメにも見られており、また厚生労働省における医療福祉関係者の研修等も19条の項にも掲げられていることから、保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要にかかわらざるを得ない手続の過程で配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害(二次的被害)の部分を、保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要にかかわらざるを得ない手続の過程で配慮に欠けた対応をされること、また治療や回復の過程でかかわらざるを得ない関係機

関において配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害（二次的被害）とするべきである。

また、関連して「重点課題に係る具体的施策 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等」における「現状認識」の同様の部分の改訂も必要である。

（上記意見に対する内閣府意見）

御指摘を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要にかかわらざるを得ない手続の過程で、また治療や回復の過程でかかわらざるを得ない関係機関において、配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害（二次的被害）...

（上記〔現状認識〕に対する法務省質問）

現状認識は、「冒頭で、犯罪被害を受けると、被害者がどういう者  
と関わらなければならないかということ述べ、『ところが、』以下  
で、これら関係者の心ない言動等によって二次被害を被ることがあ  
ることを例に挙げつつ、これら精神的被害防止のための取組の必要  
性が指摘されていることを述べる」という構成になっているところ、  
事務局加筆部分のうち、「また、犯罪被害者等の希望にかかわらず、  
捜査機関等からは捜査や訴追のための協力を求められる。」との箇所  
については、下線部の意味が不明確であり、事務局において下線部  
を挿入された意味を明らかにされたい。

（上記質問に対する内閣府回答）

例えば、強姦罪は、訴追によって被害を受けた事実が公になると、  
その名誉が害され、重大な精神的苦痛等の不利益を被害者が受ける  
こととなることなどから、親告罪とされており、自ら加害者の処罰  
を求めて告訴しない限り、被害者が事情聴取のための出頭等の協力  
を求められることは通常はないと考えられるが、強姦致傷事件やい  
わゆる輪姦事件の被害者は、親告罪ではないことから、捜査や公判  
での精神的苦痛を恐れ、あえて告訴しなかったとしても、立件され、  
捜査や訴追への協力を求められることになるなど、犯罪被害者等が

捜査や訴追を望まなくとも（忌避しようとしても）協力を求められることがある。「犯罪被害者等の希望にかかわらず、捜査機関等からは、捜査や訴追のための協力を求められる。」と記載したのは、一般的に、犯罪被害者等が自ら加害者の処罰を望み、その上で、捜査、公判等の過程で、必要にかかわらなければならなくなることについては理解されていると思われるが、他方、上記のように、犯罪被害者等が捜査や訴追による重大な負担を恐れ、これを忌避しようとしても必要にかかわらなければならなくなることもあり、そうした場合の二次的被害は一層深刻なものとなり得ることについては、必ずしも一般的には理解されていないと思われるので、そのようなことがあり得ることを特に指摘する趣旨である。その趣旨が伝わりにくいということであれば、以下のとおり修正したい。

（修正案）

また、犯罪被害者等が、捜査や公判によって名誉やプライバシーが侵害され、精神的苦痛を受けることを恐れるなどして捜査や訴追を望まなくとも、捜査機関からは...

#### [ 基本法が求める基本的施策 ]

基本法第 19 条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、

- ・ 犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発
- ・ 専門的知識又は技能を有する職員の配置
- ・ 必要な施設の整備
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

#### [ 犯罪被害者等の要望に係る施策 ]

犯罪被害者団体等からは、  
関係職員への研修の充実  
関係職員への対応・施設の改善  
弁護活動における配慮等

に関する種々の要望が寄せられている。

#### [ 今後講じていく施策 ]

- (1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招聘~~へい~~しての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【法務省】

ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施、検察官~~(検事)~~に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。【法務省】

エ 法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。【法務省】(再掲：第3、1.(19))

オ 法務省において、副検事に対する研修の中で交通事件をテーマとした講義科目を設けているが、今後においても、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】(再掲：第3、1.(16)) 第6(3)から移動したもの。

キ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を

行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、3年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

**オキ** 厚生労働省において、看護教育の充実及び資質の向上を図るため、平成17年度から看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討を行い、当該検討を踏まえた教育の実施等により、看護に関わる者の対応の改善を進める。【厚生労働省】

**オク** 厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための**守秘義務の遵守等について**指導を実施していく。【厚生労働省】

**キケ** 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発を実施していく。【厚生労働省】

(2) 女性警察官等の配置

警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努める。【警察庁】

(3) ビデオリンク等の措置の適正な運用

法務省において、裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。【法務省】

(4) 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

**法務省において**、民事訴訟においても、遮へい措置、ビデオリンク、付添いを民事訴訟法（平成8年法律第109号）上認めることについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者対策用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。【警察庁】

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討をしていく。【法務省】